ENGLISH VILLAGE PAJU CAMP

パジュ英語村国際交流キャンプ
渡航までの流れ

1. コースを決定

コース期間、出発日を決定

2. 申込書・誓約書を記入

ご記入前に同封の基本約款を必ずご確認ください。

3. 申込書・誓約書・パスポートコピーを提出

FAXもしくはEmailでパジュ英語村インフォメーションセンターにご提出ください。
FAX番号：03-5786-1880　Email: info@english-village-paju.com
パスポートをお持ちの方は顔写真ページのコピーを添えてご提出ください。
※パスポートをお持ちでない方は早急に申請し、取得後上記までご提出ください。
※申込書と誓約書は原本をご出発日の集合場所にてご提出いただきます。ご出発まで大切に保管してください。

4. 申込金入金

申込金（30,000円）の入金が確認できた時点で、お申込みが確定します。
【入金先】三菱東京UFJ銀行　六本木支店　普通口座
口座番号：0072043
口座名義：株式会社ユニバーサル・ネットワーク・エデュケーション

5. 事務局よりお申込み確認のご連絡

お電話またはEmailでご連絡後、お申込み後の流れ、航空券手配のご案内、渡航前ハンドブック、残金ご請求書など、ご出発準備に必要な書類を郵送します。

6. 航空券手配

指定のフライトの航空券を、原則弊社提携の旅行会社でご手配ください。

7. 残金ご入金

ご出発の15日前までに、プログラム費用を申込金と同じ口座にご入金ください。
詳しくはお申込み後にお渡しするご請求書をご確認ください。

8. ご出発

渡航前ハンドブックを事前にしっかりと読み、集合時間に遅れないように集合場所へお越しください。

［ご質問・お問い合わせ］
株式会社ユニバーサル・ネットワーク・エデュケーション　TEL：03-6434-5210

パジュ英語村国際交流キャンプ申込書

写真
（スナップ写真可）

日程 コース	（西暦）　　年　　月　　日 出発 □ 1週間コース　□ 2週間コース		出発地	□ 東京　□ 大阪 □ 名古屋　□ 福岡
フリガナ 参加者氏名	（姓）	（名）	生 年 月 日 西暦　　年　　月　　日 （満　　歳）	性別　男・女
パスポート 記載氏名 （ローマ字）	（姓）	（名）	国籍	
パスポート 情報	パスポート番号		パスポート有効期限	
			年　　月　　日	
	□ 後日提出　※パスポートをまだお持ちでない方は、すぐに取得し、後日コピーを弊社までFAXにてお送りください。			
フリガナ 現住所	〒			
学校名	小学校　・　中学校		学年	年生
緊急連絡先	フリガナ 氏名		続柄	
保護者 電話番号	自宅 携帯	保護者 E-Mail　パソコン 携帯		
英語学習歴	英語学習歴　＿＿＿＿＿年 英検（　　）級 ／ TOEIC（　　）点 その他英語資格（　　）		留学経験	□ あり　□ なし 時期：　方面： 期間：
健康状態	□ 良好　□ 普通 □ その他（　　）		常備薬	□ あり（　　） □ なし
アレルギー	□ あり（　　） □ なし		所属団体・教室	

同意書

パジュ英語村国際交流キャンプに参加するにあたり、パンフレットの記載内容や基本約款、その他関係文書に記載の趣旨、諸規則、手続き、および受け入れ機関の指示などの遵守事項に従うことを同意の上申し込みます。渡航中に緊急を要する医療行為が必要になった場合、受入団体のスタッフが親権者に代わり、個人的責任を負うことなく必要な処置を医療機関に委任できることをここに同意します。

参加者署名

（西暦）　　年　　月　　日

署名

保護者署名

（西暦）　　年　　月　　日

署名

■申込書送付先　株式会社 ユニバーサル・ネットワーク・エデュケーション
FAX： **03-5786-1880**　Email： info@english-village-paju.com

パジュ英語村国際交流キャンプ 保護者同意書・参加者誓約書

1．心身共に健康であることを誓います。
2．キャンプ参加者は、必ず出国から帰国までをカバーする海外旅行保険に加入します。
3．安全面などにより、プログラムの内容が予告なく変更されることがあることを理解しています。
4．キャンプ中の活動ではブログやホームページに活動の様子を載せるために写真を撮る場合があります。キャンプ終了後には活動の記録として写真データを配布します。また、Facebook等のSNSや、次年度の活動の広告・広報等で使用させていただく場合がございます。もしキャンプ期間中の写真撮影を望まない場合は配慮をした写真撮影を心がけますので、事前にお申し出ください。

先生または保護者の方は、参加される方に必ず読み聞かせをお願い致します。

Ⅰ　参加目的等

1. 私はこの留学が楽しい旅行ではなく、勉強のためであることを理解しています。
2. そのため、私は留学期間中先生の話をよく聞き、積極的に授業に参加します。
3. 留学中、特に授業中は英語で話さなければならないことを理解しています。
4. 決まりを守らなかったときや迷惑をかけたときは帰国させられることを理解しています。
5. 外国では挨拶がとても大事なことを理解し、誰かにあったら必ず挨拶をします。

Ⅱ　空港内で

1. 現地に着くまで引率の先生の話をよく聞いて行動します。
2. 一人で行動は絶対にしません。団体の場合は決められた班で行動します。
3. パスポートは引率の先生に従って預けます。
4. 時計を携帯し必ず時間は守ります。
5. トイレに行きたい時は早めに引率の先生に知らせ、一人では絶対に行きません。

Ⅲ　飛行機の中で

1. 大きな声で騒いだり、走り回ったりなど周囲の人に迷惑をかけません。
2. 勝手に席を替えません。
3. 気持ちが悪くなった時は我慢しないで周りの人に伝えます。

Ⅳ　ドミトリー（宿舎内）で

1. 仲間ハズしやイジメ、無視などせず、みんなと仲良く過ごします。
2. 喧嘩、口喧嘩、暴力、言葉での暴力など他人を傷つけることは絶対にしません。
3. 起床、就寝、消灯時間を必ず守ります。
4. 夜、ドミトリー（宿舎）の外には絶対に出ません。
5. 部屋の中はいつも綺麗に保ちます。
6. 安全に気を付けます。特に2段ベッドに上がる時には注意をします。
7. 走ったり、大きな声で騒いだり、枕投げなどしません。
8. 先生の許可なく勝手に部屋を替えたり、他の部屋で寝泊まりしません。
9. ドミトリー（宿舎内）では携帯電話を使用しません。
10. 友達同士でもお金の貸し借りはしません。
11. 異性の部屋に入ること、覗くことは絶対にしません。
12. シャワーは順番に使い、ひとり１０分くらいで終わらせます。
13. シャワーは自分の部屋で浴びます。
14. 困ったことがあったら引率の先生に直ぐ相談をします。
15. 鍵は大事なものなので絶対に無くしません。

Ⅴ　教室内で

1. 授業中は私語や雑談をしません。
2. 英語に自信がなくても積極的に発言し、間違いがあれば直してもらいます。
3. 分からなくても黙ったりせず、「Yes」「No」「I don’t know」のどれかで意思を伝えます。

Ⅵ　レストラン（カフェテリア、朝食、昼食、夕食のとき）

1. 食べ残さないように始めからたくさん取りません。
2. みんなで仲良く一緒に食事をします。

以上の決まりを必ず守り、目的をきちんと理解し、楽しい留学生活を送ることを誓います。

参加者署名

（西暦）　　年　　月　　日

署名 _____

保護者署名

（西暦）　　年　　月　　日

署名 _____

パジュ英語村国際交流キャンプ：基本約款

第一条 約款
申込者はこの基本約款を承諾の上、株式会社ユニバーサル・ネットワーク・エデュケーション（以下「UNE」といいます。）がサポートするキャンプおよびこれに付随する各種サービス（以下「留学プログラム」といいます。）に申し込みます。契約を締結する際には当基本約款(以下「本約款」といいます。)が適用されます。

第二条 契約の成立
本約款に基づく留学プログラムの契約成立は、申込希望者が所定の申込書に記入し、UNEに提出の上、規定のプログラム申込費用を支払い、UNEにおいてその申込書の提出及び申込費用の支払いを確認したときに成立するものとします。

第三条 留学プログラムの範囲
留学プログラムは、UNEが申込希望者に対して以下の明記された留学申請手続などの代行、取次、出発に際してのオリエンテーション、渡航後のサービスなどを行うものです。このプログラムに含まれるサービスは以下の通りです。
1. 留学キャンプへの参加
留学先で実施する英語レッスンや各種アクティビティーに参加できるよう、申込者の手続きを行います。
2.留学費用の支払手続きサポート
申込先などへの費用の支払い手続きをいたします。所定の納付期日までに、指定の金額をUNE指定口座にお振り込みください。
3.ビザ取得手続サポート
留学先でビザが必要となる場合、UNEは申し込み留学先より送付されるビザ申請に必要な書類などを申込者の意向により、申請書類作成また代理申請いたします。 申込者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請が出来ない場合もあります。なお、当サポートはビザの取得を保証するものではありません。
4.滞在と食事手配
留学する際のスケジュールに含まれる滞在手続き、および食事手配を行います。
5. 航空券手配手続の取り次ぎ
UNEでは責任を持って留学手続きを行うために、日本国内の出発空港から留学先空港までの航空券の手配をご希望される場合、UNEの指定する旅行代理店へ取り次ぎます。この取り次ぎの手数料は無料ですが、申込者は原則として航空券手配手続の取り次ぎだけを切り離して行うことはできません。また、発券手続き開始後の変更、取り消しの場合、UNEの指定する旅行代理店あるいは航空会社の規定により変更手数料、または取り消し手数料をお支払いいただくことになります。UNEの責によらない事由で航空券の手配ができなかった場合には、UNEはその責任を負いません。
6. 海外留学保険加入手続の取り次ぎ
海外留学保険の加入手続をUNEの指定する損害保険代理店へ取り次ぎます。この取り次ぎの手数料は無料です。通常、海外の留学生を受け入れている教育機関などでは、留学生に保険の加入を義務付けていますので、留学中に万一不慮の事故にあったり、怪我をした場合に備えて海外留学保険には是非加入されるようお薦めします。なお、保険料は別途料金となります。
7.留学オリエンテーション
担当アドバイザーからの留学に関するアドバイス、出発前オリエンテーションなどを通じ、留学オリエンテーションを行います。
8. 現地での留学サポート
留学中は、引率スタッフが留学先でのサポートを行います。万が一の緊急時においては、24時間体制で日本人スタッフが電話でご対応致します。

第四条 申込お断り事由
UNEでは、この約款に基づく留学プログラムの申し込み時に、申込者において次に定める事由が認められる場合は、申込をお断りすることがあります。
1.留学について親権者(両親など)の同意がない場合。
2.希望する留学先・留学時期の申し込み手続きにおいて、手続きが期限までに完了できる見通しがない場合。
3.希望する留学先に受け入れ定員の余裕がないなど客観的に希望される留学が認められる可能性がないことが明らかな場合。
4.過去の既往症もしくは現在の心身状況が留学に不適切もしくは問題があるとUNEが判断した場合。
5. その他、主にUNEが不適当と認めた場合

第五条 留学費用
1. 申込費用
本約款とプログラム内容に合意し、各種手続きを進めるため、申込時にお支払い頂きます。尚、同費用は返金不可となります。
2. プログラム費用
別途用紙にて記載のある各留学プログラム費用は消費税対象外となります。同費用はご案内する所定の日時までに、UNEの指定の口座にお振込頂きます。
3. その他の諸費用
以下にあげる費用は、別途用紙にて記載のある各留学プログラムの費用に含まれません。申込者の希望や必要に応じて、別途UNE、あるいはUNEの指定する旅行代理店、損害保険代理店にお支払いいただきます。
① 海外留学保険料はUNEが指定する損害保険代理店にお支払いください。
②航空券・燃油税・空港利用税代金はUNEの指定する旅行代理店にお支払いください。

第六条 契約の解除
1. 申込者が、契約締結後、自己の都合により留学手続きを取り止める場合、申込者は本約款第十一条に定めるキャンセル料を支払い、書面により、本契約を解除することができます。返金がある場合の送金手数料は申込者の負担とします。
2. UNEが指定する代理店にて海外留学保険のお申込みや航空券を手配された場合、本契約解除の際の下記費用は申込者の負担となります。
①海外留学保険の取り消しに関してUNEの指定する保険代理店の規定による取り消し手数料。
②航空券の取り消しに関してUNEの指定する旅行代理店、あるいは航空会社の規定による取り消し手数料。

第七条 留学費用等の支払い等
第五条記載の留学費用その他留学に要する費用の支払いはUNE、あるいはUNEの指定する旅行代理店・損害保険代理店の発行する請求書に記載された指定期日までにお支払いください。指定の期日までにお支払いがない場合、留学手続きを停止したり希望の出発時期までに留学手続きが完了できなくなる場合がありますのでご注意ください。また、UNE、あるいはUNEの指定する旅行代理店・損害保険代理店の責任によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、UNE、あるいはUNEの指定する旅行代理店・損害保険代理店の指定する方法で必要な差額をお支払いください。

第八条　手続きの保留、中止
指定された期日までに指定された書類が未着、あるいは費用が入金されない場合など、UNEの責によらない事由により各種手続きの代行、取り次ぎができなかった場合、手続を保留もしくは中止させていただきます。手続の保留、中止により発生した、UNEに対する手数料やキャンセル料、また航空券の変更・取り消しにかかる変更手数料・取り消し手数料などの費用及び損失は、申込者にご負担いただきます。

第九条 UNEからの解約
申込者が次に明記する事由を生じさせた場合、UNEは、本約款に基づくプログラム契約を直ちに解約できるものとします。また、以下の理由による解約の場合、第五条に定める留学費用、その他留学に要する費用等、すでにUNE、あるいはUNEの指定する旅行代理店、損害保険代理店に納入済みの費用については一切返金いたしません。
1. 指定された期日までに、手続に必要な書類が送付されない場合
2.指定された期日までに、第五条および第七条に定める必要な費用の支払いがされない場合
3. 申込者が提出した申込書を含めた手続関係書類に虚偽や遺漏が認められた場合
4. 申込者が所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となった場合
5. その他UNEが解約するに止むを得ないとする正当な事由があると認めた場合

第十条 免責事項
1.UNEは、次に明記するようなUNEの責によらない事由により、申込者が留学、入国できなかった場合、または出発日時が変更になった場合などの事情が生じても、一切責任を負いません。
① 申込者の事情、または各都道府県旅券申請窓口、留学先国の大使館、領事館側の事情により、パスポートまたはビザを取得できなかった場合。
② 申込者の事情でパスポート、ビザの発給を拒否された場合、もしくは留学先の国で入国を拒否された場合。
③ 大使館、諸官庁の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
④ 天変地異、戦争、ストライキ、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
2. 申込者は、自己の責任において各国の法令、公序、良俗もしくはUNEが定める規則などを理解し、行動するものとし、申込者がこれに違反した場合、UNEは一切責任を負いません。
3.UNEは各留学先などから寄せられた最新資料に基づいてこの留学プログラムを提供しておりますが、各留学先の事情により、受け入れ条件、内容、滞在先、費用、その他留学内容の変更が行われる場合もあります。最大限の考慮はいたしますが、全てにおける責任を負いかねる場合があることをご了承ください。
4. 本条第1項に定める免責事項の該当する場合、プログラム費用、留学費用、その他費用など、すでにUNEに納入されている費用については原則的には一切返金されません。
5.UNEは、留学プログラムを保証するものではありません。

第十一条 契約解除の際のキャンセル料
申込者が、本約款第六条に基づき、契約を解除した場合のキャンセル料は以下の通りです。
① 申込金
申込金と同額のキャンセル料が発生致します。そのため、既にお支払い頂いた申込金の返金は一切いたしません。
② プログラム費用
プログラム開始予定日の30日以上前にキャンセルを申し出た場合、キャンセル料は発生いたしません。
プログラム開始予定日の15日前までにキャンセルを申し出た場合、プログラム費用40%相当額のキャンセル料が発生いたします。費用お支払い後の場合は、同費用60%相当額を返金いたします。プログラム開始予定日14日前から開始前日までにキャンセルを申し出た場合は、同費用の40%相当額を返金致します。
プログラム開始日以降においては、プログラム費用と同額のキャンセル料が発生致します。そのため、如何なる理由でも、既にお支払い頂いた同費用の返金は一切致しません。

第十二条 約款の変更
本約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。

第十三条 個人情報保護
UNEは、個人情報の重要性を十分に認識し、適切に保護及び管理するために下記の個人情報に関する基本方針を定め、皆様に対する信頼感と安心感をご提供できるように努めてまいります。
1.個人情報は適法かつ適正な方法で取得します。
2.個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で適切に取扱います。
　利用目的は、留学プログラム提供に必要な業務遂行とします。また、目的外利用を行わない為の措置を講じます。
3.個人情報はご本人様の同意なく第三者に提供しません。
4.個人情報の管理にあたっては、その情報を提供したご本人様が適切に関与し得るよう努め、可能な限り正確かつ　細心の内容に保つよう努めます。
5.個人情報保護に関する法令を遵守し、また個人情報に関する社内規定を定め、継続的な見直しを行い遵守します。
6.個人情報保護に関する相談や対応する窓口を設けて、適切に対応するよう努めます。

第十四条 管轄裁判所
本約款及び本契約に関する訴訟その他一切の法的手続については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第十五条 準拠法
本約款及び本契約は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第十六条 発行期日
本約款の内容は、2016年4月1日以降に申し込まれる留学プログラムの申し込み契約に適用されます。